

令和7年 4月11日開会

令和7年 4月11日閉会

(臨時第3回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（4月11日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局出席職員職氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
議案第35号	4
議案第36号	4
議案第37号	4
柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙	7
閉 会	8
署 名	9

田布施町告示第26号

令和7年第3回田布施町議会臨時会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和7年4月3日

田布施町長 東 浩 二

期 日 令和7年4月11日

場 所 田布施町議会議事堂

- 付議事件
- 1 専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）
 - 2 専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）
 - 3 専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 4 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙

○開会日に応招した議員

落合 祥二議員	西本 篤史議員
谷村 善彦議員	守田 達也議員
高月 義夫議員	高見 英夫議員
瀬石 公夫議員	小中 進議員
藤田枝里香議員	松田規久夫議員
内山 昌晃議員	南 一成議員

○応招しなかった議員

なし

令和7年4月11日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和7年4月11日 午前9時12分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第35号
専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第36号
専決処分の承認について(田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第37号
専決処分の承認について(田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第35号
専決処分の承認について(田布施町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第36号
専決処分の承認について(田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第37号
専決処分の承認について(田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙
-

出席議員（12名）

1 番	落合 祥二議員	2 番	西本 篤史議員
3 番	谷村 善彦議員	4 番	守田 達也議員
5 番	高月 義夫議員	6 番	高見 英夫議員
7 番	瀬石 公夫議員	8 番	小中 進議員
9 番	藤田枝里香議員	10 番	松田規久夫議員
11 番	内山 昌晃議員	12 番	南 一成議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	増原 慎一君	書 記	羽山 齊克君
書 記	手島 千晶君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
税 務 課 長	友森 康之君	町民福祉課長	長合 保典君
健康保険課長	寶城 和之君	経 済 課 長	長谷 満晴君
建設課長補佐	吉藤 功治君	学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会 計 室 長	江良 和美君

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（南 一成議員） ただいまから、令和7年第3回田布施町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、高月義夫議員、藤田枝里香議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（南 一成議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（南 一成議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本臨時会における議案の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第35号

日程第5. 議案第36号

日程第6. 議案第37号

○議長（南 一成議員） 日程第4、議案第35号専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）から、日程第6、議案第37号専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）まで、3件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） おはようございます。本日は、臨時会へのご出席ありがとうございます。

それでは、本日提出いたしました3議案の概要について、ご説明を申し上げます。

詳細につきましては、先ほど全員協議会で関係参与から説明いたしましたけども、3議案ともに地方自治法第179条の規定により専決処分いたしました、田布施町税条例の一部を改正する条例、田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例、及び田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の3件について、ご承認をお願いするものでございます。

まず、議案集の2ページでございますけれども、議案第35号は、本年3月31日に公布されました地方税法等の一部改正に伴いまして、専決処分により田布施町税条例の一部を改正したものでございます。

主な改正の内容は、町民税につきましては、従来であれば所得要件により、特定扶養親族控除の対象とならない大学生年代の子（年齢が19歳以上、23歳未満の子等）について、その所得要件が拡大され、子等の合計所得金額が123万円以下であれば、親等が受けることが出来る特定親族特別控除が新たに創設されたため、それに関連して規定を整備するものでございます。

次に、軽自動車税につきましては、総排気量125cc以下で最高出力を4キロワット以下に制御したバイクに係る種別割税率の追加や、マイナンバー免許証の運用開始に伴う種別割減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備でございます。

また、固定資産税につきましては、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の特例について、区分所有者から申告書の提出がない場合でも、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があった場合には、減額措置の特例を適用できる規定を追加するものでございます。

次に、たばこ税につきましては、加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う規定を追加するものでございます。

その他、公示送達について、公示事項をインターネットを用いて閲覧できる状態に置く措置をとる規定を追加することなどがございます。

次に、議案集の27ページでございますが、議案第36号は、同じく地方税法等の一部改正に伴う田布施町都市計画税条例の一部改正でございまして、改正の内容につきましては、法改正に伴う項ずれのみでございます。そうした条文の整理のみでございます。

次に、議案集の31ページでございますが、議案第37号は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、3月31日付けで専決処分いたしました田布施町国民健康保険税条例の一部改正に

ついてでございます。

改正の内容は、保険税の医療保険分の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を24万円から26万円に改め、軽減判定において世帯の被保険者等の数に乗ずる金額を5割軽減の対象は現行の29万5千円から30万5千円に、2割軽減の対象は現行の54万5千円から56万円に改めるものでございます。

以上、本日ご提案申し上げました議案3件について、その概要をご説明いたしました。詳細につきましては、ご質問に応じ、私及び関係者から説明をいたしますので、宜しくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（南 一成議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第35号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第36号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第37号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号から議案第37号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号から議案第37号までは委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論は3件を一括して行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第36号専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第37号専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7. 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（南 一成議員） 日程第7、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

柳井地域広域水道企業団議会議員に内山昌晃議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました内山昌晃議員を、柳井地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました内山昌晃議員が柳井地域広域水道企業団議会議員に当選されました。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

○議長（南 一成議員） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じます。令和7年第3回田布施町議会臨時会を閉会します。

（ベル）

午前9時11分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 高月 義夫

署名議員 藤田枝里香